

栃木県保育教諭等資格取得支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県が交付する栃木県保育教諭等資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象である事業の事業名、事業の内容、対象経費、補助率及び補助基準額は、栃木県保育教諭等資格取得支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に掲げるとおりとし、交付の相手方は、実施要綱に掲げる事業者とする。

(交付額の算定)

第3条 補助金の交付額は、事業ごとに対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人又は社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定額とし、補助基準額と選定額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	様式	提出期限
栃木県保育教諭等資格取得支援事業費補助金交付申請書	別記様式第1	1 所要額調書 2 完了報告書	別記様式第3 別記様式第4	知事が別に定める日

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付の決定をする場合において付す条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 四 事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- 五 条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による報告は、第4条の提出をもって、報告があったものとみなす。

(交付の請求)

第7条 規則第18条の規定により補助金の交付を受けようとするときに提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様 式	請求書に添付すべき書類の名称	提出期限
栃木県保育教諭等資格取得支援事業費補助金交付請求書	別記様式第 2	額の確定通知書の写し	知事が別に定める日

附 則

この要領は、令和 8 (2026) 年度事業分に適用する。ただし、令和 7 (2025) 年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。